

レジャーダイビング認定カード普及協議会  
(Cカード協議会)

2015年1月定例会議事録

- ◎ 開催期日：2015年1月22日（木） 午後16時00分より
- ◎ 開催場所：(株)PADI アジア・パシフィック・ジャパン
- ◎ 出席者（アルファベット順：敬称略）

☆BSAC JAPAN	株式会社BSAC	細川	俊一
☆CMAS=JEFF	株式会社ジェフ	後藤	勝之
☆DACS	セントラルスポーツ株式会社	三枝	佳紀
☆JP	JPインターナショナル	平川	大輔
☆JUDF	全日本潜水連盟	吉村	忍
☆PADI	株式会社パディジャパン	中野	龍男
		村上	史朗
☆SSI	株式会社SSIジャパン	栗山	禎尚
☆STRAS	水中活動研究所有限会社	岡本	康男
☆オブザーバー	株式会社 エスアイドゥ	市原	隆久
	JRDA	有原	義則
	DANジャパン	平川	雅一

1. 進行／記録：事務局 宗田

2. 定例会議事

① 「スクーバダイビングの日」 記念日設立の件

- PADIより、正式に「スクーバダイビングの日」制定してはどうかとの提案があり、以下の提案及び説明があった。
  - ・ 「スクーバダイビングの日」を一般社団法人日本記念日協会にC協名義で登録する。
  - ・ 同財団への登録費用は10万円であり、これをC協加盟10社で均等割り負担をする。
  - ・ A案、7月20日の海の日と同一日にする。
  - ・ B案、クスターの誕生日である6月11日をダイビングの日とする。
- PADIの提案に対し、スクーバダイビングの日を制定すること自体は出席者の承認を得たが、A案、B案共にもう少し検討する必要があるとの意見から、会員各社毎に次回2月定例会まで検討し、2月定例会で再度意見交換の上日を定めることとなった。

② ダイビング安全対策

- 前回の11月定例会に引き続きJRDA有原氏同席の下、ダイビング安全対策について話し合われた。
- 事務局からこれまでの経緯の説明があり、合わせて「安全ダイビング実施確認事項」と「レジャーダイビング調査アンケート」について再確認が行なわれた。
- 再確認の内容は以下の通り
  - ・ 「安全ダイビング実施確認事項」は、ダイバーがダイビング実施前に安全ダイビングに欠かせない項目を自ら確認し実行させ、ダイビング活動の安全性を高めることを目的とする。
  - ・ 同時に「安全ダイビング実施確認事項」は、現場事業所（ダイビングサービス等）が関わる可能性がある事故等のリスク回避に貢献できる。
  - ・ また、「安全ダイビング実施確認事項」には、JRDAのHP掲載「レジャーダイビング調査アンケート」にリンクしており、現場事業所の質の管理に直結する。
  - ・ 「安全ダイビング実施確認事項」と「レジャーダイビング調査アンケート」の運用は「スクーバダイビング事故防止安全対策」の具体策であり、確実に実行しなければならない。
- 事務局の説明後、JRDA有原氏よりJRDAの優良事業所登録制度、及び優良ガイドダイバー登録制度を説明の上、C協会員各社の理解と協力が求められた。
- C協としてはJRDAに全面的に協力することが再確認された。

③ 2014年認定動向調査

- 2014年認定動向調査が行なわれ以下の通り集計された。

1. 貴指導機関のエントリーレベル男女別Cカード発行総数

2014年1月～5月			2014年1月～12月		
EN	男	4,751	EN	男	21,936
	女	4,616		女	19,948
	合計	9,367		合計	41,884

注 エントリーレベルとは、プロレベル資格者の監督なしで、バディ同士でダイビングができる資格の最低ランクをいう。プロレベルによる監督条件付きCカードは含まない。

: EN=エントリーレベル

2. 貴指導機関のダイバーレベルCカード発行総数

2014年1月～5月			2014年1月～12月		
TL	男	11,610	TL	男	43,925
	女	10,526		女	38,257
	合計	22,136		合計	82,182

注 エントリーレベルを含むダイバーCカードの発行数。監督条件付きCカードとプロレベルのCカードは含まない。

: TL=トータル発行数

3. 貴指導機関のインストラクター総数

2014年1月～5月			2014年1月～12月		
INST	男	7,132	INST	男	7,938
	女	2,039		女	2,410
	合計	9,171		合計	10,348

注 単独でエントリーレベルダイバー認定を行う事ができるインストラクター資格者とそれ以上の資格者の合計数。

: INST=インストラクター

④ その他

- 一般ダイバーから、和歌山県串本の海域（海底）の使用に関する情報提供があったことが事務局から報告された。
- 当該情報は以下の通り。
  - 和歌山県指令により、串本ダイビング事業組合に対し、正式に和歌山県串本の海域（海底）の使用許可が下りた。
- 事務局より、以下の意見があった。
  - 当該情報は、提示された資料からも信頼性があり、国内初の事例として、C協およびC協会各社も正しく認識する必要がある。
  - 当該情報の扱いについては、目下具体的提案はないが今後必要に応じて慎重に扱う必要がある。
- 当該情報の扱いについて、提案がある場合は次回2月定例会において審議することとなった。

以上